
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.62 2017/4/14

1 有毒植物による食中毒防止の徹底について通知

4 月 13 日、厚生労働省は医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

毎年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物を食用の植物と誤って喫食したことによる食中毒が多く発生しています。平成 28 年には事件数 35 件、患者数 119 名（内、死亡者 4 名）が報告されており、高齢者の事例が高い割合を占めています。

つきましては、各都道府県等におかれては、食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」よう、地域広報誌等、高齢者の目にもとりやすい各種メディアの活用や、高齢者施設等の関係団体を通じ、継続的に消費者に注意喚起を行うようお願いいたします。また、農産物直売所等で販売されていた山菜や野菜に有毒植物が混じっていたことが明らかとなった事例も複数報告されていることから、必要に応じ、農林部局等関係部局とも連携し、事業者に対する監視指導を行うようお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000161691.pdf>